

事務連絡

平成 24 年 4 月 13 日

環境省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を進めてきたところです。

この間、作用法に規定がある個別の事務・権限の「当てはめ案」等について、意見照会等をさせていただくとともに、「アクション・プラン」推進委員会等で議論をさせていただきました。

今般、本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会において、川端地域主権推進担当大臣から「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、当室で整理させていただきました事項等につきまして、以下のとおり照会させていただきます。

記

1 個別の事務・権限の検討に係る「当てはめ修正試案」について

本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会（第 6 回）において、内閣府から提出させていただきました「基本構成案中 2（2）」の「移譲のための措置」に沿って、個別の事務・権限に関する「当てはめ修正試案」を作成させていただきました。つきましては、別添 1 の「当てはめ修正試案」について、次の（1）～（3）の事項を照会しますので、ご意見等がございましたら、様式にご記入・修正の上ご提出いただきますようお願いいたします。

- （1）移譲対象となる事務・権限、条項等の確認（文言を含めてご確認の上、修正等ありましたら赤字見え消し修正にてご提出ください）
- （2）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える場合の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与についての修正意見（別添様式 1 に記入してください。）
- （3）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（別添様式 2 に記入してください。）

留意点 1）平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡で照会させていただいた平成 24 年 1 月 2 日以降に施行され、又は施行が予定されている個別の法律に基づく事務・権限等であり、移譲対象候補の出先機関の長に権限を委任した、又は委任することを予定している事務・権限についても今回の「当てはめ修正試案」に現段階で政省令の規定が判明して

いるものは可能な限り盛り込んでおります。

留意点2) 共管の事務・権限についても、基本構成案の「移譲のための措置」に沿って整理させていただいております。なお、一部の省からご質問いただいた「他省庁と共管関係にある事務等に係る特定広域連合等への移譲の可否」について、内閣法制局第三部参事官にご説明し、ご了解いただいた資料を別添2のとおり参考まで送付させていただきます。また、2月24日付事務連絡で照会させていただきました共管対象法律・条項の確認結果に基づき、共管省庁に対しても当室から追って情報提供・照会をさせていただきます。

2 提出期限

平成24年4月27日（金）17時

3 その他

いただいたご回答については、この照会文書と併せて、「アクション・プラン」推進委員会等に報告・公表することを想定しています。また、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今後、5月に開催を予定している「アクション・プラン」推進委員会等での議論等を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」及び特例法案の閣議決定を行う段取りを想定しており、移譲対象となる個別の事務・権限と事務区分・関与等についても、その中に盛り込みたいと考えております。

個表番号：〇一〇 法令名：

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。					
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。	
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			

[用紙番号 ○○省—○]

個表番号	○—○	法律名	○○に関する法律（S○○法○○）
条 項	○○① △△② □□②	事務内容	○○計画に対する指示、公表及び命令 ○○に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成24年4月13日

地域主権戦略室

国の出先機関の個別事務・権限の 「当てはめ修正試案」（個表）

地方環境事務所

国の出先機関の個別事務・権限の「当てはめ修正試案」

当修正案については、貴省からいただいた回答を基本に、別紙でお示した「事務・権限の移譲のための措置（基本的な考え方）」の「特例的な取扱い」を加えたものです。

1 「条件付き移譲」と回答のあったものの取扱い（27法律）

- 環境省からの回答を基本に、「特例的な取扱い」を踏まえ、「権限移譲後」の欄に黒字で事務区分や国の関与などを記載。

2 「移譲の例外」と回答のあったものの取扱い

(1) 「協働型管理」など「地方の考え方が反映される方策」が提案されたもの（4法律）

- 備考欄に赤字で「**例外**」と記載

※ 地方側の理解が十分に得られた場合には、「移譲の例外」となることも考えられる。このため「当てはめ修正案（合意試案）」に置いては、当面は「検討中(P)」とする。

- このため、「権限移譲後」の欄は空欄とする。

(2) 国の役割が理由とされているもの（2法律）

(1)と同様の取扱い

(3) 区域の制約が理由とされているもの（1法律）

- 備考欄に緑字で「**域外**」と記載。

※ 「特例的な取扱い」を踏まえ、「権限移譲後」の欄の事務区分や関与等を青字で記載し、再考を求めたうえで、困難な場合、本省への引き上げを検討。

地方環境事務所個表目次

区分	No.	法令名
事務の根拠法に「地方環境事務所」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）	該当なし	
事務の根拠法に「地方環境事務所長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 2-① 2-② 2-③ 2-④ 2-⑤ 2-⑥ 2-⑦ 2-⑧ 2-⑨ 2-⑩ 2-⑪ 2-⑫ 2-⑬ 2-⑭ 2-⑮ 2-⑯ 2-⑰ 2-⑱ 2-⑲ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年六月十八日法律第八十三号） ・ 土壌汚染対策法（平成十四年五月二十九日法律第五十三号） ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十八号） ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年六月二十二日法律第六十五号） ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第五十五号） ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年三月四日法律第九号） ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年六月三日法律第七十号） ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年六月五日法律第七十五号） ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年十二月十六日法律第八十号） ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年十月二日法律第十号） ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年十月十六日法律第十七号） ・ 自然環境保全法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十五号） ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十七号） ・ 水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十八号） ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十九号） ・ 大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号） ・ 下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号） ・ 自然公園法（昭和三十三年六月一日法律第六十一号） ・ 農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）
事務の根拠法に「地方支分部局の長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務及び委任先「地方環境事務所長」を指定しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 3-① 3-② 3-③ 3-④ 3-⑤ 3-⑥ 3-⑦ 3-⑧ 3-⑨ 3-⑩ 3-⑪ 3-⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日法律第六十七号） ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十一号） ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年六月二日法律第七十八号） ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年六月十八日法律第九十七号） ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号） ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号） ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号） ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第九十七号） ・ 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号） ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律百二十二号） ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） ・ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）

2-1 法令名： 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（H20法83）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収	法16② 省令本則	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等	法16② 省令本則	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	



2-2 法令名： 土壌汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	出先機関の長への委任相拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
36①	調査機関の指定及び更新	法63 省令27 I	—	—	—	
35	指定調査機関の変更届出の受理	法63 省令27 II	—	—	—	
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令	法63 省令27 III	省令27 ただし書	—	—	
37①	指定調査機関の業務規程の届出又は変更届出の受理	法63 省令27 IV	—	—	—	
39	指定調査機関に対する適合命令	法63 省令27 V	省令27 ただし書	—	—	
40	指定調査機関の業務廃止届出の受理	法63 省令27 VI	—	—	—	
42	指定調査機関に対する指定の取消し	法63 省令27 VII	省令27 ただし書	—	—	
43	指定調査機関の指定等の公示	法63 省令27 VIII	省令27 ただし書	—	—	
54⑤	指定調査機関等に対する報告徴収及び立入検査	法63 省令27 IX	省令27 ただし書	—	—	
	【委任の範囲に言及なし】					
54①	土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等に係る報告の徴収又は立入検査	法63 施行規則78	規則78 ただし書	自治	法54① 規則78 ただし書	
56①	関係地方公共団体の長への資料提出又は説明要求	法63 施行規則78	—	—	—	



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
域外	法定		
域外	法定		
域外	法定	○	指示 事後報告
域外	法定		
域外	法定	○	指示 事後報告
域外	法定		
域外	法定		指示 事後報告
域外	法定	○	
域外	法定	○	事後報告
	法定	○	事後報告
	法定		

2-3 法令名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理	法80の2 規則80 I	—	自治	—	指示(I) (法79① I)	※1 県の事務は、国指定鳥獣保護区に類似する県指定鳥獣保護区内の同種の事務を参考として記載したものである
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
⑨④⑦	指定猟法禁止区域(国で指定するもの)に限る。以下同じ。)内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 法15⑩において準用	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※2 県の事務は、国指定の指定猟法禁止区域に類似する県指定の指定猟法禁止区域の同種の事務を参考として記載したものである
9⑧⑨⑩	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
10①	許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外	法80の2 規則80 II	規則80	自治	—	—	※1
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し	法80の2 規則80 II	—	自治	—	—	※1
⑩②	指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可条件違反者に対する許可取消し ※ 法15⑩において準用	法80の2 規則80 II	—	自治	—	—	※2
15④⑥⑦⑨	指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可、許可に係る条件設定、許可証の再交付、許可証返納の受理	法80の2 規則80 III	—	自治	—	—	※2
15⑩	指定猟法による鳥獣の捕獲等許可条件違反者に対する措置命令	法80の2 規則80 III	規則80	自治	—	—	※2



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外
			例外
			例外
法定			
			例外
			例外
法定	○	指示 事後報告	一部例外
			例外
法定		指示 事後報告	
法定			
法定	○	指示 事後報告	

2-3 法令名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
25②④⑤	適法捕獲等証明書の交付申請の受理、証明書の再交付、返納の受理	法80の2 規則80Ⅳ	—	—	—		
25⑥	適法捕獲等証明書添付せずに、鳥獣等又は鳥獣の卵を輸出しようとした者への措置命令	法80の2 規則80Ⅳ	規則80	—	—		P 例外
25⑦	適法捕獲等証明書の効力取消し	法80の2 規則80Ⅳ	—	—	—		P 例外
26③④	特定輸入鳥獣が規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識の交付等	法80の2 規則80Ⅴ	—	—	—		P 例外
28の2⑤	国指定鳥獣保護区における保全事業に係る都道府県との協議及び同意	法80の2 規則80Ⅵ	—	—	—	※1	P 例外
29⑦⑧⑩	国指定特別保護地区の区域内での鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可、許可申請書の受理、許可条件の設定	法80の2 規則80Ⅶ	—	自治	—	※3 県の事務は、国指定特別保護区に類似する国指定特別保護区の種類事務を参考として記載したものと	P 例外
30①	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可を受けた者への実施方法に係る指示	法80の2 規則80Ⅷ	規則80	自治	—	※3	P 例外
30②	国指定特別保護地区における、無許可で鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為をした者等への行為の中止命令、原状回復命令又は措置命令	法80の2 規則80Ⅷ	規則80	自治	—	※3	P 例外
30③	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の現状回復に係る執行及びその公示	法80の2 規則80Ⅷ	規則80	自治	—	※3	P 例外
31①②	国指定鳥獣保護区の指定等にかかる、他人の土地に対する実地調査及び関係者からの意見聴取	法80の2 規則80Ⅸ	—	自治	—	※1、※2、※3	P 例外
37①②	危険捕法により鳥獣の捕獲等しようとする者に対する許可、許可申請の受理	法80の2 規則80Ⅹ	—	—	—		
37④⑤	危険捕法により鳥獣の捕獲等しようとする者に対する許可に係る期間又は条件の設定	法80の2 規則80Ⅹ	—	—	—		
37⑥⑦⑨	危険捕法許可証の交付又は再交付、返納の受理	法80の2 規則80Ⅹ	—	—	—		



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
法定			
法定			
法定			

2-3 法令名： 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（H14法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種専務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
37⑩	無許可で危険猟法により鳥獣の捕獲等をした者又は許可条件違反者への措置命令	法80の2 規則80X	規則80	—	—	—	
37⑪	危険猟法による鳥獣の捕獲等に係る許可の取消し	法80の2 規則80X	—	—	—	—	
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告徴取 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外	法80の2 規則80X I	規則80	自治	—	—	※1、※2、 ※3
75②	国指定特別保護地区において、許可を受けて鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をした者への立入検査又は影響調査	法80の2 規則80X I	規則80	自治	—	—	※3
75③	国指定鳥獣保護区の立入検査	法80の2 規則80X I	規則80	自治	—	—	※1



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定	○	事後報告	一部例外 P
			例外 P
			例外 P

2-4 法令名： ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13法65)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
17	事業者等への報告の徴収	法22の2 規則11	規則11	法定 (8)	法17 規則11	—	法定	○	事後報告	
18①	事業者等への立入検査	法22の2 規則11	規則11	法定 (8)	法18① 規則11	—	法定	○	事後報告	



2-5 法令名: ダイオキシシン類対策特別措置法(H11法105)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
34①	特定施設設置者への報告徴収、立入検査	法40の2 規則17	規則17 ただし書	自治	法34① 規則17 ただし書	—	法定	○	事後報告	
36①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法40の2 規則17	—	—	—	—	法定			



2-6 法令名： 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 (H6法9)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
18①	水道水源特定事業場から排水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査	法26の2規則17	規則17ただし書	自治	法18①規則17ただし書	—	—	—	事後報告	
22①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法26の2規則17	—	—	—	—	—	法定	法定	



2-7 法令名：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(H4法70)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
45①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法44① 令15①	—	—	—	—	法定			



2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
8	希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43 I	—	—	—	—	—	—	例外	P
10①②④	国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可又は許可に係る条件の設定	法55 規則43 II	—	—	—	—	—	—	例外	P
10⑤⑥⑦	許可証又は従事者証の交付又は再発行	法55 規則43 II	—	—	—	—	—	—	例外	P
10⑩	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可及びその条件設定のための農林水産大臣との協議	法55 規則43 II	—	—	—	—	—	—	例外	P
11①	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令	法55 規則43 III	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
11②	命令違反者等への許可取消し	法55 規則43 III	—	—	—	—	—	—	例外	P
11③	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令又は許可取消しに係る農林水産大臣との協議	法55 規則43 III	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
18	陳列の禁止に違反して、希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対する措置命令	法55 規則43 IV	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
19①	特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受をした者等に対する報告徴収又は立入検査	法55 規則43 V	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
30①③	（加工品に係る特定国内種事業を除く）特定国内種事業の届出受理、届出事項変更の届出受理、事業廃止の届出受理	法55 規則43 VI	—	—	—	—	—	—	例外	P
30②	加工品に係る特定国内種事業の届出受理	法55 規則43 VI	—	—	—	—	—	—	例外	P



2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
<30>③	加工品に係る特定国内種事業の届出事項変更又は事業廃止に係る届出受理 ※ 法30⑤において準用	法55 規則43VI	—	—	—	—	—	—	例外	
32①	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者のうち規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<32>①	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示 ※ 法32③において準用	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
32②	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者のうち規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<32>②	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令 ※ 法32③において準用	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
33①	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33②において準用	法55 規則43VIII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<33>①	加工品に係る特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33②において準用	法55 規則43VIII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<33>①	特定国際種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33の5において準用	法55 規則43IX	規則43	—	—	—	—	—	例外	
33の4①	特定国際種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43IX	規則43	—	—	—	—	—	例外	
35	土地の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43X	—	—	—	—	—	—	例外	
37④⑤⑦	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の申請受理、許可又は許可に係る条件の設定 ※ 掲げられた行為に係るものに限る	法55 規則43XI	—	—	—	—	—	—	例外	



2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
<37⑤⑦>	立入制限地区内への立入許可申請の受理又は許可に係る条件の設定 ※ 法38⑤において準用	法55 規則43 X I	—	—	—	—			例外	P
37⑧⑩	規制開始時点に着手済みであった、許可の必要な行為等に係る届出受理	法55 規則43 X I	—	—	—	—			例外	P
38④Ⅲ	立入制限地区内への立入許可	法55 規則43 X II	—	—	—	—			例外	P
39①⑤	監視地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の届出受理、行為着手までの期間の短縮	法55 規則43 X III	—	—	—	—			例外	P
39②	届出行為に対する禁止、制限又は必要な措置命令	法55 規則43 X III	—	—	—	—			例外	P
39③④	届出行為へ命令を行うまでの期間の変更及び期間変更に係る理由等の通知	法55 規則43 X III	—	—	—	—			例外	P
40①	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為又は届出の必要な行為を行う者に対する実施行為に対する指示	法55 規則43 X IV	規則43	—	—	—			例外	P
40②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為に違反したものに對する原状回復命令又は措置命令	法55 規則43 X IV	規則43	—	—	—			例外	P
41①②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為等を行う者に対する報告徴収、又は立入検査	法55 規則43 X V	規則43	—	—	—			例外	P
42①②	生物保護地区の指定等に係る実地調査及び土地所有者等からの意見徴収	法55 規則43 X VI	—	—	—	—			例外	P
47④	保護増殖事業者に対する報告徴収	法55 規則43 X VII	規則43	—	—	—			例外	P
49	野生動植物の種の個体の生息等の定期的な調査及びその結果の活用	法55 規則43 X VIII	—	—	—	—			例外	P



2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
54②	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等(譲渡し等に係るものを除く)をしようとするときの協議等	法55 規則43X IX	—	—	—	—			例外	P
54③	国の機関が管理地区の指定時にすでに許可の必要な行為を行っている場合等の通知の受理	法55規則 43X IX	—	—	—	—			例外	P



2-9 法令名： 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（H4法108）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
7	輸移動書類に係る輸出入特定有害廃棄物等の輸出入又は運搬を行わないこととなったとき等の届出の受理	法20② 省令本則 I	—	—	—	—			例外	P
12①	輸移動書類に係る輸出入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき等の届出の受理	法20② 省令本則 II	—	—	—	—			例外	P
<12①>	輸移動書類に係る廃棄物の処分を行ったとき等の届出の受理 ※ 法12②において準用	法20② 省令本則 II	—	—	—	—			例外	P
15①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する報告徴収	法20② 省令本則 III	省令本則 ただし書	—	—	—			例外	P
16①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する立入検査	法20② 省令本則 IV	省令本則 ただし書	—	—	—			例外	P



2-10 法令名： 瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収	法22 規則11	規則11 ただし書	自治	—	—	法定	○	事後報告	



2-11 法令名： 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (S48法117)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
43①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じ、おそれがないとの確認を受けた者等に対する報告徴収(立入検査等権限の行使に係るものに限る。)	法54 省令本則 I	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	
44①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じ、おそれがないとの確認を受けた者等に対する立入検査等	法54 省令本則 II	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	



2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<17②>	特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法25⑤において準用	法44 規則37① V	-	-	-	-
<17②>	野生動植物保護地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法26④において準用	法44 規則37① VI	-	-	-	-
<17②>	海域特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法27④において準用	法44 規則37① VII	-	-	-	-
17③	原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① I	-	-	-	-
<18①>	自然環境保全地域の区域内における行為の中止、原状回復又は措置の命令 ※ 法30において準用	法44 規則37① X	規則37 ただし書	-	-	-
20	原生自然環境保全地域において、許可を受けて行為を行う者に対する報告徴収	法44 規則37① II	規則37 ただし書	-	-	-
<21①②>	自然環境保全地域の区域内において、許可又は届出の必要な行為を国の機関等が行う場合の協議と同意、国の機関等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理 ※ 法30において準用	法44 規則37① X	-	-	-	-
21②	原生自然環境保全地域内において国等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理	法44 規則37① III	-	-	-	-
24②	自然環境保全地域における地方公共団体が行う保全事業の一部の執行に係る同意	法44 規則37① IV	-	-	-	-
25④	特別地区における行為の許可	法44 規則37① V	-	-	-	-
25⑦	特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① V	-	-	-	-



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			

2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
25⑨	特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37① V	-	-	-	-
26③VII	野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等に係る許可	法44 規則37① VI	-	-	-	-
27③	海域特別地区における行為の許可	法44 規則37① VII	-	-	-	-
27⑥	海域特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① VII	-	-	-	-
27⑧	海域特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28①	普通地区における行為の届出受理	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28②	普通地区における届出のあった行為に対する禁止、制限又は措置の命令	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28③	普通地区における届出のあった行為への命令に係る期間の延長及びその通知	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28⑤	普通地区における届出のあった行為の着手に係る期間の短縮	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
29①	許可又は届出の必要な行為を行う者に対する報告徴収又は立入検査	法44 規則37① IX	規則37 ただし書	-	-	-
30の3② ③⑥⑨	生態系維持回復事業の確認若しくは認定、届出事項の変更の確認若しくは認定又は軽微な変更に係る届出受理	法44 規則37① XI	-	-	-	-



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			

2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
30の4	生態系維持回復事業の認定の取消し	法44 規則37① X II	-	-	-	
30の5	生態系維持回復事業の認定を受けた者に対する報告徴収	法44 規則37① X III	-	-	-	
31①②	自然環境保全地域の指定等に係る実地調査及び土地の所有者等に対する意見聴取	法44 規則37① X IV	-	-	-	
43②	国の機関の保全事業の執行に係る事前協議	法44 規則37① X V	-	-	-	



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			
例外			
例外			
例外			

2-13 法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45法137）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<8⑤>	石綿が含まれる一般廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法9の10⑧において準用	法24の5 規則20 I	規則20 ただし書	—	—	—
10①	一般廃棄物の輸出の確認 ※ 法第10条第1項の確認に係る規則第6条の27第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20 II	規則20 ただし書	—	—	—
<10①>	産業廃棄物の輸出の確認 ※ 法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る規則第12条の12の25第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る ※ 法15の4の7①において準用	法24の5 規則20 VIII	規則20 ただし書	—	—	—
<15⑤>	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法15の4の4③において準用	法24の5 規則20 V	規則20 ただし書	—	—	—
15の4の5 ①④	産業廃棄物の輸入許可、許可に係る条件の付与 ※ 法第15条の4の5第1項の許可に係る第12条の12の20第1項第2号、第5号及び第9号から第11号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の5第1項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20 VI	規則20 ただし書	—	—	—
18②	再生利用認定業者等に対する報告徴収	法24の5 規則20 X	規則20 ただし書	—	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	法定	○	事後報告
例外			
例外			
	法定	○	事後報告
例外			
	法定	○	事後報告

2-13 法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45法137）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
19②	再生利用認定業者等に対する立入検査	—	—	—
19の5①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する措置命令 ※ ②地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20 X II	法19の5① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の6①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を排出した事業者等に対する措置命令 ※ ②	法24の5 規則20 X II	法19の6① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の8 ①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する行政代執行 ※ ②	法24の5 規則20 X III	法19の8① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の8 ②③④	行政代執行に要した費用の請求 ※ ②	法24の5 規則20 X III	法19の8②③ ④ 規則20 ただし書	—
24の3①	緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査	法24の5 規則20 X IV	法24の3① 規則20 ただし書	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
			例外
			例外
			例外
			例外
法定	○	事後報告	

2-14 法令名： 水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
22①	特定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22① 規則12 ただし書	—	法定	○	事後報告	
22②	指定地域における報告徴収	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22② 規則12 ただし書	—	法定	○	事後報告	
24①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法27の2 規則12	—	—	—	—	法定			



2-15 法令名：農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（S45法139）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
13①	農用地への立入調査	法16の2 ② 省令本則	省令本則 ただし書	自治	法13① 省令本則 ただし書	—	—	法定	○	事後報告	
14①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法16の2 ② 省令本則	—	—	—	—	—	法定			



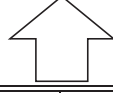
2-16 法令名： 大気汚染防止法 (S43法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徴収又は立入検査	法30の3 規則20	規則20 ただし書	自治	法26① 規則20 ただし書	—	—	—	事後報告	
28①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法30の3 規則20	—	—	—	—	—	—	—	



2-17 法令名： 下水道法(H33法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
4③	国土交通大臣が公共下水道管理者の定める事業計画を認可、又は、認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅰ	—	—	—	—
25の3④	国土交通大臣が流域下水道管理者の定める事業計画の認可をする前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅱ	—	—	—	—
<25の3④>	国土交通大臣が流域下水道管理者の認可を受け、計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること ※ 法25の3⑦において準用	法40② 省令Ⅱ	—	—	—	—
39②	終末処理場の維持管理に関し、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴すること	法40② 省令Ⅲ	省令本則 ただし書	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定	○	事後報告	

2-18 法令名： 自然公園法 (S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
24⑦	監督者の監督下での利用者の立入りに係る認定	法69 規則20X	—	自治	—	—	※1
27⑤	指定認定機関の認定関係事務が全部若しくは一部休止した場合又は全部若しくは一部が実施困難となった場合の関係事務の実施	法69 規則20X I	—	自治	—	—	※1
30①	指定認定機関への報告徴収及び立入検査	法69 規則20X II	規則20	自治	—	—	※1
32	許可に係る条件の設定 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20X III	—	自治	—	—	※1
33①	普通地域における、行為の届出受理(海域内での1、3、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33②	普通地域における、届出行為の禁止、制限又は必要な行為執行命令	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33④	普通地域における、処分までの期間延長及び期間延長の通知	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33⑥	普通地域における、届出行為の着手に係る期間の短縮	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
34①	許可条件に違反した者若しくは処分に違反した者又はこれらの者から権利を承継した者に対する現状回復等命令等 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20X V	規則20	自治	—	—	※1
34②	原状回復等に係る対象者が確知できない場合の代執行及び代執行の公示	法69 規則20X V	規則20	自治	—	—	※1
35①	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する報告徴収	法69 規則20X VI	規則20	自治	—	—	※1
35②	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する立入検査	法69 規則20X VI	規則20	自治	—	—	※1



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			

2-1-18 法令名： 自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
39②	国立公園における地方公共団体の行う生態系維持回復事業計画の確認	法69規則20X VII	—	—	—	—	
39③	国立公園における国及び地方公共団体以外の者の行う生態系維持回復事業計画の認可	法69規則20X VII	—	自治	—	※1	
39⑥	軽微な内容の変更を除く、生態系維持回復事業内容の変更に係る確認又は認可	法69規則20X VII	—	自治	—	※1	
39⑨	生態系維持回復事業内容の軽微な変更に係る届出受理	法69規則20X VII	—	自治	—	※1	
40	生態系維持回復事業者への事業認定の取消し(法42に規定する報告をしなかった、又は虚偽の報告を行った者に限る。)	法69規則20X VIII	規則20	自治	—	※1	
42	生態系維持回復事業者への報告徴収	法69規則20X IX	規則20	自治	—	※1	
62①②	国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関する実地調査及び土地の所有者等への意見聴取等	法69規則20X X	—	自治	法62①	※1	
67③	環境大臣以外の国の機関との協議 ※ 規則第1条ロ～ホに掲げる行為に係るものに限る	法69規則20X XI	—	自治	—	※1	
68①	国の機関が行う、許可の必要な行為に係る協議 ※ 地方環境事務所の許可に係るもの一部に限る	法69規則20X XII	—	自治	—	※1	協議 (同意必要)(c) (法68②)
68③	国の機関が行う、届出の必要な行為に係る通知の受理	法69規則20X XII	—	自治	—	※1	
68④	国の機関に対する、必要な措置に係る協議	法69規則20X XII	—	自治	—	※1	



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			

2-19 法令名： 農薬取締法（S23法82）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（農薬の登録等の規定の施行に必要な限度）	法13の4 ② 省令Ⅰ	省令本則 ただし書	法定 (4)②	法13① 令4① 省令本則 ただし書	報告(6)② (法13②)	法定	○	事後報告	
13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（法律第13条第1項に定めるもの以外で法の施行に必要な限度）	法13の4 ② 省令Ⅱ	省令本則 ただし書	自治	—	—	法定	○	事後報告	



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
7①④	研究開発・成果利用事業の申請の受理、認定	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
7⑤	研究開発・成果利用事業の認定に係る都道府県との協議(同意が必要)	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
<7⑤>	研究開発・成果利用事業の変更認定に係る都道府県との協議(同意が必要) ※ 法8④において準用	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8① <7④>	研究開発・成果利用事業の変更申請の受理、変更認定 ※ 法8④において準用	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8②	研究開発・成果利用事業の軽微な変更の届出の受理	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8③	研究開発・成果利用事業の認定取消し	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
21②	認定研究開発・成果利用事業者に対する報告徴収	法22①、23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	事後報告	

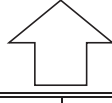
3-2 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
18	使用者に対する特定特殊自動車の技術基準適合命令	法32① I、33 規則36③ I	規則36③ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
28②	業として特定特殊自動車を使用するものに対する指導及び助言(ただし、環境省所管事業に限る。)	法32① II、33 規則36③ II	規則36③ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29①②	特定特殊自動車使用者に対する報告徴収及び立入検査	法32① I、33 規則36③ III、IV	規則36③ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-3 法令名： 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分(メルクマール)	国の関与(メルクマール)	
5①②④	特定外来生物の飼養等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理、又は許可条件の設定	法29①、29の2規則36 I	—	—	—	法定	—	
6①	飼養等許可者に対する措置命令	法29①、29の2規則36 II	規則36 ただし書	—	—	法定	○	指示報告徴収
6②	飼養等許可者に対する許可の取消し	法29①、29の2規則36 II	規則36 ただし書	—	—	法定	—	指示報告徴収
10①	飼養等許可者に対する報告徴収又は立入検査	法29①、29の2規則36 III	規則36 ただし書	—	—	法定	○	事後報告
13①	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等	法29①、29の2規則36 IV	規則36 ただし書	—	—	法定	○	—
13②	他人の土地等への立入等に係る所有者等への意見聴取	法29①、29の2規則36 IV	規則36 ただし書	—	—	法定	○	—
18①②③	特定外来生物の防除に係る公示事項に適合することの確認又は認定と、その後の公示	法29①、29の2規則36 V	—	—	—	法定	—	—
19	国及び地方公共団体以外の者で、認定を受けて特定外来生物の防除を行う者に対する報告徴収	法29①、29の2規則36 VI	規則36 ただし書	—	—	法定	○	事後報告
20①②	確認等を受けて特定外来生物の防除を行う者の防除中止等通知の受理及びその確認等の取消し	法29①、29の2規則36 VII	—	—	—	法定	—	—
20③	防除が公示された事項に即して行われていないと認められるとき等に係る認定の取消し	法29①、29の2規則36 VII	規則36 ただし書	—	—	法定	—	指示報告徴収



3-4 法令名： 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(H15法 97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
30	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告徴収	法36①、36の2規則44	規則44 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	
31①	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等	法36①、36の2規則44	規則44 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	



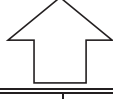
3-5 法令名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
130③	自動車製造業者等に対する報告徴収	法133①、134② 令21②	令21② ただし書	法定(8)	—	—	法定	○	指示事後報告	
131②	自動車製造業者等に対する立入検査	法133①、134② 令21②	令21② ただし書	法定(8)	—	—	法定	○	指示事後報告	



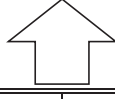
3-6 法令名： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	出先機関の長への委任相拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
9①	【食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長】 食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25①Ⅱ ③ 令7②Ⅰ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
11①②⑤⑥	【再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長】 登録再生利用事業者の登録、登録又は変更申請の受付、廃止届出の受理、都道府県知事への通知	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15①	登録再生利用事業者の料金の届出受理	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15②	登録再生利用事業者の料金の変更指示	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
17①	登録の取消し	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
24①③	【食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長】 食品関連事業者、認定事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅱ ③ 令7②Ⅲ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
24②	登録再生利用事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅲ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-7 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
39の2①	中小企業承継事業再生計画の認定、申請の受理	出先機関の長への委任権規 法75X、76 規則47⑦	大臣の執行権留保 規則47⑦ ただし書	自治	—	—	法定	○	事後報告
39の2⑤ ⑥	中小企業承継事業再生計画の認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告
39の2 ⑥ 39の3④	中小企業承継事業再生計画の変更認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供 ※ 法39の3⑦において準用	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告
39の3①	認定中小企業承継事業再生事業者の計画変更の認定	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	自治	—	—	法定	○	事後報告
39の3②	計画の軽微な変更の届出受理	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告
39の3⑤ ⑥	認定中小企業承継事業再生事業者の計画に従っていない場合等の計画変更指示又は認定取消し	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告
39の4② ③	認定中小企業承継事業再生計画による事業承継の報告の受理及び報告内容の関係行政庁への通知	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告
73①	認定事業者等に対する認定計画等に係る報告徴収(中小企業承継事業再生計画に係るものに限る。)	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告



3-8 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
20の4③	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会への助言	法47①④ 命令(注1)本則	命令(注1)本則 ただし書	—	—	—
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○		
法定		指示	
法定		指示	
法定		指示	

(注1) 命令＝地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令

(注2) 命令＝温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

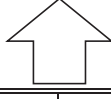
3-9 法令名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
52	小売業者等に対する報告徴収	法55①、56 令7②	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
53①	小売業者等に対する立入検査	法55①、56 令7②	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-10 法令名： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（H7法112）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39	特定容器の製造若しくは販売又は特定包装を利用する事業者に対する報告徴収	法43②⑤ 施行令12⑤	施行令12⑤ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
40①	特定事業者に対する立入検査	法43②⑤ 施行令12⑤	施行令12⑤ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-11 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任権限
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言	—	—	—	法92①④ 令34④	—
14①	特定事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理	—	—	—	法92①④ 令34④	—
<14①>	特定連鎖事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	法92①④ 令34④	—
15①	特定事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理	—	—	—	法92①④ 令34④	—
<15①>	特定連鎖事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	法92①④ 令34④	—
16①②③	特定事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示	—	—	—	法92①④ 令34④	—
<16①②③>	特定連鎖事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	法92①④ 令34④	—
16④	指示に従わない特定事業者の公表	—	—	—	法92①④ 令34④	—
<16④>	指示に従わない特定連鎖事業者の公表 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	法92①④ 令34④	—
20③	登録調査機関による特定事業者の確認調査結果報告の受理	—	—	—	法92①④ 令34④	—
<20③>	登録調査機関による特定連鎖事業者の確認調査結果報告の受理 ※ 法20⑥において準用	—	—	—	法92①④ 令34④	—
60	貨物事業における、荷主に対する指導及び助言	—	—	—	法92②④ 令34④	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	

3-11 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
62	特定荷主の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する計画の受理	法92②④ 令34④	—	—	—	
63①	特定荷主のエネルギー使用状況及び合理化のための措置状況に関する定期報告の受理	法92②④ 令34④	—	—	—	
64①	特定荷主に対する輸送事業におけるエネルギー使用合理化措置の勧告	法92②④ 令34④	法64③	—	—	
64②	勧告に従わなかった荷主の公表	法92②④ 令34④	法64③	—	—	
87③	特定事業者又は特定連鎖事業者に対する報告徴収又は立入検査(特定連鎖事業者について、加盟者に行う場合は、当該加盟者の承諾が必要。)	法92①④ 令34④	令34④ ただし書	—	—	
87⑨	特定荷主に対する報告徴収又は立入検査	法92②④ 令34④	令34④ ただし書	—	—	



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	法定		事後報告
	法定		事後報告
	法定	○	事後報告
	法定	○	事後報告
	法定	○	事後報告
	法定	○	事後報告

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
9の2⑦	共済事業を行う事業協同組合等に対する共済事業等を除くその他の事業の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の2⑦	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)に対する共済事業等を除くその他の事業の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の2の3①②	共済事業を行う事業協同組合等の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の2の3①②	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の6の2①④	事業協同組合等の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の6の2①④	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈保険業法305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈法9の7の5①、保険業法305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈保険業法306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

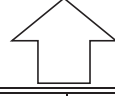
条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈法9の7の5①、保険業法306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈保険業法307①Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈法9の7の5①、保険業法307①Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の9④	特定共済組合連合会の共済事業等を除くその他の事業の承認	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
27の2①	事業協同組合等の設立の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
35の2	役員の名等の変更届出の受理	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
48	組合員による役員総会の招集の承認	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
51②	定款の変更の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
57の5	余裕金の運用の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

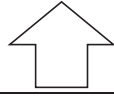
条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
58の7②③	共済計理人の意見書の受理及び意見書に係る意見徴収	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
58の8	組合に対する共済計理人解任命令	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
62②④	解散届出の受理又は火災共済協同組合等の解散決議の認可	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
66①	組合の合併の認可	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
96⑤	活動を開始しない組合等に対して解散命令を行った場合の登記の嘱託	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
104①②	組合等の業務等に対する不服申し出の受理等	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105①②	組合員等による、組合の業務等への検査請求の受理等	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105の2①②	貸借対象表等の提出受理(子会社がある場合には連結して報告。)	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105の3①②③④	報告の徴収等	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105の4①②③④	組合及び組合の子法人等への会計検査又は立入検査	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
106①②③	法令等違反に係る措置命令、解散命令、解散命令に係る自報への掲載	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
106の2①②④⑤	共済事業に係る措置命令、認可取消し等	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
106の3	共済事業を行う組合の共済代理店の設置等に係る届出受理	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			

追加① 法令名：平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H23法110）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
16	水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
17① 18③	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
18①②	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
18④	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
31③	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
31④	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
49②	指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
49③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
49④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
50②	指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
50③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
50④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		



追加② 法令名： 東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
49⑤	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る復興整備協議会の会議における協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	—			
49⑥	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	—			



他省庁と共管関係にある事務等について

- 1 現在、特定広域連合等に移譲を検討している移譲対象特定地方行政機関の事務等については、他省庁といわゆる共管とされているものがある。

例：「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」における「農商工等連携事業計画の認定」については、主務大臣は、経済産業大臣と農林水産大臣と事業所管大臣

- 2 1の例における認定の権限は、同法において地方支分部局の長に委任されているが、今般の、出先機関改革に係る検討においては、例えば、経済産業局に委任されている経済産業大臣の権限に属する事務等を特定広域連合等に移譲することを検討している。

この場合、1の例で言えば、この認定の事務等の実施が、地方農政局長（国）と特定広域連合等の長（地方）とに分かれることになるが、同じ事務等を実施する際に、国と地方で行うことが可能か（いわば国と地方での共管は可能か）といった点が論点となる。

- 3 この点については、本法案において、移譲対象特定地方行政機関に委任されている〇〇大臣の権限を、特定広域連合等に法定委任することとしており、いわば法律によって、特定広域連合等に〇〇大臣と同一の事務等を実施することを可能としている。

- 4 従って、本法案により、認定等の事務等の実施主体が国と地方に分かれることになっても、特段の問題はなく、当該事務等を特定広域連合等に移譲することは可能であるものと解する。

【参考】

- 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）

（農商工等連携事業計画の認定）

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計

画が適当である旨の認定を受けることができる。

(主務大臣等)

第十八条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項については農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第二号に掲げる事項については農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで、前条第一項及び次条における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び認定農商工等連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十九条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

【参考（いわゆる共管事務の権限の一部を都道府県に行使させている例）】

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日法律第八十五号）

（設立の認可）

第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 略

（主務大臣等）

第一百一条の二 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

- 一 協業組合に係る事項については、協業組合の行う事業を所管する大臣とする。
- 二 商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2 略

（都道府県が処理する事務）

第一百一条の三 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年三月二十八日政令第四十五号）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所のすべてが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 略

二 法第五条の十七第一項に規定する事務

三以下 略

別表第一（第十一条、第十二条関係）

- 一 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項の規定により登録を受けて行う塩の製造業
- 二 塩事業法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定により登録を受けて行う塩の販売業
- 三 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）の製造業
- 四 酒税法第九条の規定により免許を受けて行なう酒類の販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）
- 五及び六 削除
- 七 鉱業
- 八 石油製品販売業
- 九 石炭販売業
- 十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。別表第二第二十号において同じ。）、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）